

令和6年度 ことばの発達相談員採用候補者試験募集要項

令和6年4月
高槻市教育委員会

高槻市教育委員会は、子どものことばに関する悩みや不安の軽減・解決に向けての指導や助言をするために、言語聴覚士の資格を有することばの発達相談員（パートタイム会計年度任用職員）を募集しています。採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

受付期間：毎月1日～15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）
試験日：毎月中旬頃～月末に実施（受付後、別途通知）

1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格 それぞれ下記の条件を同時に満たす人
ことばの発達相談員	1名	<ul style="list-style-type: none">言語聴覚士の資格を有する人で、1年以上の臨床経験のある者ことばの発達相談員として職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条のいずれにも該当しない者

2 任用について

(1) 任用期間

1年以内とし、会計年度（任用日から翌年3月31日まで）は超えないものとします。

※ 採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

(2) その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条抜粋

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1)任用期間	<p>任用日から令和7年3月31日まで</p> <p>※任用日は、試験実施月の翌月1日以降とします。</p> <p>※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。</p> <p>※業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。</p>
(2)勤務地	高槻市教育委員会事務局教育センター
(3)業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものことばに関する悩みや不安の軽減・解決にむけての指導、助言（学校園や関係機関との連携を含む） ・その他、高槻市教育委員会が必要と認めるもの
(4)報酬	<p>高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。</p> <p>月額報酬：188,826円</p> <p>※昇給制度があります（最大4回）。</p> <p>※この他通勤費相当額（上限あり）、期末手当・勤勉手当等が支給されます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】</p> <p>期末・勤勉手当：年間4.5月分（6月・12月に各2.25か月分を支給）</p> <p>※ただし、任用初年度の期末・勤勉手当は任用開始日により支給月数が変わります。</p> </div> <p>※上記については令和6年4月現在の高槻市条例・規則によるものであり、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。</p>
(5)社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。
(6)災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(7)勤務日	月曜日から金曜日のうち週4日勤務とします。
(8)勤務時間等	<p>午前9時15分から午後5時15分。週29時間を基本とします。</p> <p>1日7時間15分勤務、休憩45分 ※時間外勤務を命じる場合があります。</p>
(9)休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。
(10)休暇	年次有給休暇のほか夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、子の看護休暇などの休暇があります。
(11)服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

4 受験手続

受付期間	毎月1日～15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日まで） 受付時間：午前9時00分～午後5時00分 ※採用人数が募集人数に達するまで、毎月受付します。
申込先 （申込受付会場）	〒569-0075 高槻市教育センター（高槻市城内町1-1）3階 ※高槻市役所ではありません。
申込方法	郵送または窓口への持参とします。（毎月15日必着） ※15日が閉庁日の場合は翌開庁日に必着 所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入の上、申し込んでください。 なお、写真は同じもの（縦4.5cm×横3.5cmのサイズ）を2枚用意してください。（申込書と受験票に貼付） <郵送で申し込む場合の注意事項> ◆簡易書留郵便等で送付してください。 ◆「ことばの発達相談員採用候補者試験申込書在中」と朱書してください。 ◆郵便番号、宛先を明記し、434円切手を貼った返信用の定形封筒[23.5cm×12cm]を必ず同封してください。（受験票を送付するために使用します。）
提出書類	①別紙「採用候補者試験申込書」 ②別紙「受験票」 ※①②には同一の写真（裏面に氏名記入）を貼付してください。 ※受理した提出書類は、一切お返しできません。
その他	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込時にお知らせください。

5 試験日時及び試験会場等

日 時	毎月中旬頃～月末に実施（受付後別途通知します）
試験内容	筆記及び面接
試験会場	受付後別途通知します
持 物	受験票、鉛筆（又はシャープペンシル）HB3本程度、消しゴム

6 試験結果

日 時	試験実施月の月末（予定）
方 法	郵送にて本人宛通知 教育センター3階掲示板への掲示及びホームページへの掲載

7 その他注意事項

- (1) 本市からの発送物は、申込書に記載された現住所宛に送付します。
- (2) 申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (3) 試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- (4) この募集要項、申込用紙等は、市ホームページからもダウンロードできます。

(5) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

8 問合せ先

高槻市教育委員会 教育センター（3階）

〒569-0075 高槻市城内町1番1号 TEL：072-675-0398